

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 19 日

都道府県
各 指定都市 衛生主管部局・民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

ヒアリに関する対応について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、6月に兵庫県尼崎市で確認されて以降、現在までに兵庫県神戸市、愛知県弥富市、大阪府大阪市、東京都品川区、愛知県飛島村、愛知県春日井市等で相次いで確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念される状況となっています。こうした状況を踏まえ、別添1及び別添2のとおり、「ヒアリに刺された場合の留意事項について」（平成29年6月23日厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）及び「ヒアリに関する対応について（依頼）」（平成29年7月13日環境省自然環境局野生生物課事務連絡）において、ヒアリの確認状況、見分け方、防除方法、刺された場合の対応及び生態等が周知されているところです。

つきましては、医療機関及び社会福祉施設等の敷地内においてヒアリを発見した場合等には、関係部局・機関と十分連携の上対応して頂くとともに、管内市町村、医療機関及び社会福祉施設等に対して、周知をお願いいたします。

<参 考>

ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等につきましては、環境省のWEB サイト（下記URL）及びヒアリに関する啓発チラシ「ヒアリに注意」（別添3。子ども向け・大人向けの2種類のチラシがあります。）をご参照ください。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

事務連絡
平成 29 年 6 月 23 日

都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

ヒアリに刺された場合の留意事項について

平成 29 年 5 月に兵庫県尼崎市で、同 6 月に神戸市で発見されましたヒアリについて、ヒアリに刺された場合の医療的留意事項について連絡いたします。

ヒアリは、南米原産で体長は 2.5～6mm 程度、体色は主に赤茶色の有毒のアリです。世界では北米や中国、フィリピン、台湾等にも外来生物として侵入・定着しており、世界各地で大きな問題となっています。

ヒアリは、極めて攻撃性が強いとされており、刺された際には、アルカロイド毒により、熱感を伴う非常に激しい痛みを覚え、水疱状に腫れ、その後、膿が出ます。

さらに毒に含まれる成分に対してアレルギー反応を引き起こす例があり、局所的、または全身にかゆみを伴う発疹（じんましん）が出現する場合があります。欧米においては、アナフィラキシー症例も報告されています。

ヒアリの毒には、アルカロイド毒であるゾレノプシン（2-メチル-6-アルキルピペリジン）のほか、ハチ毒との共通成分であるホスホリパーゼやヒアルロニダーゼなどが含まれています。そのため、ヒアリに刺された経験が無くてもハチ毒アレルギーを持つ方は特に注意が必要です。

ヒアリに刺された方がアナフィラキシー症状を引き起こした場合、アドレナリンを注射するなどの適切な救急処置をとる必要があります。

貴部（局）におかれましては、本事務連絡の趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の関係医療機関宛てに周知いただきますようお願いいたします。

なお、咬まれた時の対処方法を含め、ヒアリの特徴、生態、駆除方法等の参考として、平成 21 年に環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室から発行された、『ストップ・ザ・ヒアリ』もご参照ください。

https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/r_fireant.pdf

以上

照会先 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 貝沼（内線 2 2 9 1） 魚谷（内線 2 9 7 5） （代表番号）0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1

事務連絡
平成29年7月13日

各都道府県環境主管部局 御中

環境省自然環境局野生生物課

ヒアリに関する対応について（依頼）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、6月に兵庫県尼崎市で確認されて以降、現在までに兵庫県神戸市、愛知県弥富市、大阪府大阪市、東京都品川区、愛知県飛島村、愛知県春日井市で相次いで確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念される状況となっております。

つきましては、ヒアリの侵入及び定着の防止等のため、下記についてご協力願います。なお、ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等については、WEBサイトをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

記

1. 事業者及び地域住民等からヒアリと疑われる事例の通報があった場合には、貴部局において可能な限り簡易的な同定を実施し、疑わしい事例は速やかに各地方環境事務所等に通報するとともに殺虫処分を行う等により早期発見、早期防除を行うこと。
2. 港湾部局、消防防災部局、衛生部局、教育部局等の関連する部局、市町村、港湾及び輸入コンテナ貨物を利用する事業者をはじめとする関係者等に対し、ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等に関する適切な情報を周知するとともに、連携体制の確保に努めること。

担当

環境省自然環境局野生生物課

外来生物対策室 八元、三宅、知識

電話:(03)5521-8344(直通)

ファックス:(03)3581-7090